

奈良県告示第四百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第八十八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び大和郡山市まちづくり推進部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路三・五・三〇二号郡山天理線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

大和郡山市横田町